

「はじめに」

- 質問も、答弁も原稿読み上げは止めましょう。
- 1. 私は、地方公務員として、「答弁要旨は持参しても、読み上げるな。何故なら、市議会は議論、討論の場であり、読み上げるのは、議員の方に失礼である」と教育され、実践してきました。
- 2. 私が現役のころ、鳥取県知事になった片山善博さん（現：大正大学、元総務大臣）は、読み原稿による県議会を「田舎の猿芝居」と酷評し、県職員にはこれを辞めさせ、その後、真剣勝負の県議会になったと報告しています。
- 3. 市議会も、職員の方も、市民の負託に応えるには、市議会での質疑については、原稿の読み上げを止め、議論、討論の場に戻す必要があると考えます。
- 4. 従って、私は、（メモ、資料は持ちますが）質問原稿は作らず、持たず、読まず質問しますので、答弁する市長以下部長も、私の質問については、部下が作成した答弁書を読み上げることは、遠慮するようお願いします。

「図書館など指定管理者制度について」

1. 図書館法

（1）図書館法第3条「図書館奉仕」・・・一般公衆の希望に沿い、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資するよう、概ね次の事業の実施に務める。・・・以下、概ねの9項目に整理。

①郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムにも十分留意し、図書、記録、視聴覚教育資料、その他必要な資料（電磁気資料を含む）を収集し、一般公衆の利用に供する。

②分類（略）

③図書館職員は図書資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずる。

④他の図書館、国会図書館、議会付置の図書室、学校図書室と緊密に連携し相互貸借を行う。

⑤分館、閲覧所、配本所をつくり、自動車文庫、貸出文庫の巡回を行う。

⑥読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催するほか、この開催を奨励する。

⑦時事に関する情報及び参考資料を紹介し、提供する。

⑧社会教育の学習の成果を活用しての教育活動やその他活動の機会を提供するほか、その提供を奨励する。

⑨学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連携し、協力する。

2. 潮来市図書館（指定管理者制度）の事例・・・貸出数が日本一として、教育委員会から勉強するよう推薦された図書館です。

- （1）概要 ・ ・平成18年5月直営で設置 22年4月指定管理者（シダックス系）
・潮来市人口 28,188人

- ・来館者数 105,995 人 (312 人／日平均)
- ・施設面積 3,556 m² (学習室、集会室などあり)
- ・貸出数 223,680 点 (664 点／日平均 貸出者数 101 人／日平均)
- ・蔵書数 200,163 冊 ・レファレンスサービス数：895 件／年
- ・図書受入れ数 5,618 冊 ・・図書費 (令和 3 年度 1,380 万円)
- ・職員数 約 21 人程度

(2) 潮来市図書館サービスの基本原則

- ①知識のひろば・・・市民が必要とする資料を提供できる場づくり
- ②情報のひろば・・・市民と資料の橋渡しをするレファレンスサービスの役割を目指す
- ③文化のひろば・・・地域 (市民) の文化活動を支援し、文化事業を開催し地域文化を育む
- ④地域のひろば・・・市民の憩いの場、くつろぎの場、交流の場、人が集まり、人と人が交流できる「地域の広場」のような環境づくり

3. 市民にとっての指定管理者の欠点 (効率性、経費節減などの多少の利点もあるが)

- (1) 市民の要望、意見などがなかなか反映されない。要望しても答えが返るに時間がかかる。→まず、経営が優先する。経験あるスタッフがいない (異動が多い)。簡単に言えば、(市の公の施設が) 市民から遠い存在になりかねない。
- (2) 市議会での実質的な質問は難しい。議員が指定管理者 (病院、図書館) の責任者から直接に聞き出すことはできない、答える義務もない。→当事者 (責任者) が議会に出る制度にもなっていない。市側の答弁は、当事者がいないので「伝えます。聞いています。協議します」という三人称答弁になる。結果がどうなったかの報告もない。
・具体的事例でいえば、市ならば情報公開制度で、支払伝票はすべて公開されるが、
①病院の場合、医薬材料はどの会社から、薬価基準の何%で買っているか。②図書館の場合、図書資料は、どこから、どんな価額で (新刊、新中古など) 買っているか。
は公開されない。
- (3) 全体として自治体職員の力量が次第に低下、劣化する・・・市民サービスの低下につながる
 - ・この分野について、ひろく深く理解し、専門的知識のある職員はいないので、何かあった時の解決策は、指定管理者 (相手方) の意向に従わざるを得ない。
 - ・この繰り返しは、担当分野 (医療健康、生涯学習など) の力量の低下、空洞化を必ずもたらす。

4. 個人情報の取扱いや情報公開

- (1) 原則として、市条例や市の取り扱いと同じにすべきである。市条例、市規則に準ずる。例外は、指定管理者の内部管理情報のみとする。
 ※図書館はカードを作成すれば、個人情報の塊、量的には市民の大半を網羅する。
 ※「指定管理基準書」では、P3の③で「個人情報の保護と情報公開の推進」を指示し

ているが、個人情報では市条例等の「遵守」、情報公開では「必要な措置を講じる」に留まる。

(2) 潮来市図書館条例は、第 10 条「個人情報の取り扱い」で定めている。

5. 指定管理者募集要項の主な項目（令和 5 年 8 月、図書館法に基づく事業などは省略）

- ① 名称 生涯学習センター（市立図書館を併設）
- ② 建物概要 3階建 延べ床面積 3635 m²
- ③ 指定管理料 ア) 人件費 イ) 管理費 ウ) 企画事業費 エ) 図書館資料購入費
- ④ 指定管理金額（令和 6 年 11 月から 10 年度末まで）単年度：153,000 千円を上限
- ⑤ 真壁伝承館図書室は分館となる。

6. 新図書館建設基本構想（議会報告資料）

- ・コンセプト・・・知識と文化を集積し、夢や感動に出あうことができる
柔軟で多様な学びの場を提供する
新しいライブラリー&デジタルミュージアムの創

7. 複合施設の運営形態の在り方について（運営コストの比較について）・・・議会報告資料

- (1) 職員数 25 人（公民館部分 9 人、図書館部分 16 人）
- (2) 維持管理費等 約 63,000 千円（うち図書資料購入費約 12,000 千円、約 4000 冊）
- (3) 年間経費（指定管理者のケース）134,500 千円～162,800 千円
※直営の場合：164,600 千円

「消防団への地元寄附金について」

1. 寄附金の実態

- ・岩瀬 A 地区 2000 円／世帯＋@（事務所など）
- ・大和 B 地区 1500 円／世帯
- ・真壁 C 地区 700 円／世帯

※区長・班長が集金し、消防団に持参、振り込む場合、消防団員が集金に回る場合など、区によりさまざまです。

2. 消防団員の身分・・・特別職の公務員である。

- (1) 地方公務員法第 3 条 3 項
 - ・特別職は次に掲げる職とする。 ・5 号「非常勤の消防団員及び水防団員」
 - ・地方公務員法の適用除外（第 4 条第 2 項・・・法律に特別の定めがある場合を除く）
適用される公務員は一般職（通常の地方公務員）で、懲戒の規定などを定めている。
 - ・なお、特別職は消防団員のほか、市長、副市長、教育長、議員、学校医などです。
- (2) 消防組織法及び市条例で、具体的な組織、勤務条件、定数、任免などは定まり、報酬（年額、災害等、警戒、訓練、捜索、会議など）を得ている。
 - ・法第 15 条の 5：消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、・・・

3. 消防費についての財政措置・・・国の地方交付税措置は、桜川市の消防費に対し、必要な額

を十分に交付しているか。

消防費に対する国の基準財政需要額と市の一般財源

単位：百万円

	基準財政需要額(A)	(A) ÷ 0.75	消防費一般財源
令和3年度	696百万円	928百万円	776百万円
4年度	692百万円	923百万円	798百万円
5年度	706百万円	942百万円	850百万円

結論・桜川市の消防費（一般財源）は、(A) と (A) / 0.75 の中間の額であり、国（地方交付税）は、桜川市の消防費に対して、必要な額を十分に交付していることになる。

※1 地方交付税（普通交付税）の基準財政需要額は、その地方自治体の標準的経費を算出しているが、概ねミニマム（最小の必要額）の金額と考えられる。

※2 (A) ÷ 0.75 については、歳出（基準財政需要額）に対する収入（標準税収入という）は、その地方自治体の税収入の 0.75 としているので、実際の税収入 = 標準税収入とするならば、基準財政需要額はいくらになるかを割り戻して計算している。1 - 0.75 = 0.25 分は、留保財源、または自由財源といわれ、当該地方自治体の自主的な（重点）政策に充てられるべき財源として、地方交付税制度ではカウント外にしている。

※3 (A) は、最小限程度の必要額であり、(A) / 0.75 の金額は、(全国的な) 標準を相当上回る程度の必要額といえることができる。

4. 消防団費（非常備消防費）は、多額の不用額を出す・財源は十分すぎる程度にある。

予算と決算の比較（非常備消防費）

単位：万円

	予算額	支出済額	不用額
令和3年度	7,110万円	5,336万円	1,774万円
令和4年度	7,341	5,784	1,556

※毎年、予算額の2割以上を使い切れず残す。不用額である。

「地域おこし協力隊について」

(1) 制度概要

- ・ H21 年度より、国（総務省）の要綱で実施（任期は1年以上、3年以内）
- ・ 必要な経費（募集費、人件費、活動費、起業経費）は、地方交付税（特別交付税）で財政措置される。
- ・ 桜川市地域おこし協力隊設置要綱（H29.4）以下を定める。
 - (ア) 隊員の身分・・・会計年度任用職員
 - (イ) 隊員の任用・・・本事業終了後も引き続き市に定住する意思のある者
 - (ウ) 市の責務・・・隊員の活動終了後の定住支援

(2) 実績等・・・平成29年度より任用開始

- ① 令和2年度 4名（継続2、新規2） 年度内2名退任 決算額：17,497千円
- ② 令和3年度 5名（継続2、新規3） 年度内1名退任 決算額：16,478千円

- ③ 令和4年度 5名（継続4，新規1） 年度内3名退任 決算額：12,306千円
- ④ 令和5年度 3名（継続2，新規1） 予算枠1名分あり 予算額：17,821千円

※6人が任期終了し退任したが、定住は一人である。4年間で6400万円の市費を投入したにもかかわらず残念

(3) 会計年度任用職員

桜川市で約270人任用（主に学童クラブ、教育補助、温水プール、発掘作業など）
約70%は女性である。

- ・「桜川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する法律」で定める
- ・一般職員は 約350人程度

(4) 会計年度任用職員（数値は総務省資料で全国の数）

- ・桜川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- ・3条（専門的知識等）2千人
- ・4条（時限的な職）4千人
- ・5条（短時間勤務）6千人

「広聴、広報について」

(1) 市政モニター、市長と語る会実績（件）・・・議員提出資料

	市 政 モ ニ タ ー			市長と語る会		
	開催数	参加者数	意見数	開催数	参加者数	意見数
R2年度	1	20	25	6	10	12
R3年度	2	32	25	6	21	11
R4年度	2	27	26	6	21	36
R5年度	—	—	—	3	12	10
計	5	79	76	21	64	69

(2) 近隣市の職員による出前講座

- ・笠間市・・・職員（行政）講座 83事例 例示：みんなの図書館（図書館の使い方）
- ・つくば市・・・行政編 45～50事例以上 例示：市長出前講座（市政全般について）
- ・筑西市・・・行政分野 104事例 例示：市の財政状況